

別表(第2条関係)

| | | | |
|--------------|--|----------------------------|----------------------------|
| 補助事業名 | 西播磨フードセレクション2023(西播磨農産物加工品開発・改良支援事業) | | |
| 補助事業の目的 | 西播磨の地域産農産物の食品加工活動を一層活性化させるため、加工品の開発や改良等を支援する。 | | |
| 補助事業の対象となる者 | 西播磨県民局の管内に所在する団体及び個人で、西播磨地域産の農林水産物を加工販売している、または今後加工販売しようとする者 | | |
| 補助事業の対象となる経費 | <p>(1) 加工品開発改良活動事業 地域の農林水産物を利用した新規加工品の開発、及び既存加工品の改良・改善、並びにそれら加工品の販路拡大等に係る経費を助成する。</p> <p>(2) 機械・施設等整備事業 加工品の新規開発、改善・改良のために必要な機器整備等に係る経費を助成する。</p> | | |
| 補助率 | | 補 助 率 | |
| | 対 象 者 | (1) 要領第4の1の 事業(活動事業) | (2) 要領第4の2の 事業(整備事業) |
| | <p>1 次のいずれかの条件を満たす西播磨地域内に所在する団体または個人であって、初めて当事業に取り組む者</p> <p>ア 新規開発、改善・改良を行おうとする加工品の原材料について、自ら生産する農林水産物を使用する場合(団体の場合、自ら生産する農林水産物を所属する団体に提供する農林漁業者を構成員に含むこと)</p> <p>イ 新規開発、改善・改良を行おうとする加工品の原材料のうち、西播磨地域産の農林水産物の使用割合が50%以上である場合</p> <p>ウ 兵庫県認証食品に認証された加工食品を有している、または西播磨フードセレクションの受賞経験がある実施希望者の場合</p> | 定額 | 1 / 3以内 |
| 2 1以外の者 | 2 / 3以内 | | |
| 補助金の額 | <p>予算の範囲内の以下の額以内</p> <p>上記事業区分(1)と(2)の計で400千円 (ただし、千円未満の端数は切り捨てる。)</p> | | |
| 適用除外する条項 | | | |
| その他の事項 | 西播磨農産物加工品開発・改良支援事業実施要領による | | |

別に定める事項

| 関係条項 | 内 容 |
|---|---|
| 第3条 (交付申請) | (添付書類) 1 「事業の内容及び経費の配分(計画)」(西播磨農産物加工品開発・改良支援事業実施要領別紙様式1-2) 2 実施設計書または見積書(機械・施設等整備事業のみ) 3 その他必要な資料 (指定期日) 別途通知する。 |
| 第7条第1項 (事業の変更交付申請) (交付決定額の変更) | (軽微な経費配分の変更) 経費区分(加工品開発改良活動事業と機械・施設等整備事業)の相互間における少ない方の額の30%以内の変更 (軽微な事業内容の変更) 1 加工品開発改良活動事業 活動内容の新設、または取りやめ以外の変更 2 機械・施設等整備事業 機械・施設等の変更以外の変更 (添付書類) 第3条に準ずる。 (指定期日) 別途通知する。 |
| 第9条第1項 (遂行状況報告) | (報告事項等) |
| 第11条 (実績報告) | (添付書類) 1 「事業の内容及び経費の配分(実績)」(西播磨農産物加工品開発・改良支援事業実施要領別紙様式1-2) 2 財産管理台帳(機械・施設等整備事業についてのみ) 3 その他必要な資料 (指定期日) 事業完了後1か月以内、または令和6年3月29日のいずれか早い日。 |
| 第19条第1項 (財産処分の制限) | (処分制限期間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間。 |